

Monthly
Company
Magazine

ONDO

月刊 おんど

September 9月

No.528 2021

ウチヤ・サモスタート株式会社
UCHIYA THERMOSTAT CO.,LTD.

月刊おんど編集部（総務部）

〒341-0037

埼玉県三郷市高州2-176-1

TEL: 048-955-4181

FAX: 048-956-1310

E-mail: info@uchiya.co.jp

Force Majeure フォース・マジュール宣言とは！

令和3年3月17日

社長 清水 澄人

1. フォース・マジュール「不可抗力」による契約責任の免除

最近では、米国テキサス州で発生した寒波による停電等の影響でダウ・デュポン社がフォース・マジュール宣言し、顧客に契約上の納期を守れなくなると警告、ナイロン素材のサブライがストップする事態が起きています。この為、ウチヤ社はポリプラスチック(株)や東レ(株)のナイロン樹脂の粗原料入手が滞り、PBT樹脂の生産に大きな影響が出ないかの調査を行いました。幸い、ウチヤ社用には(株)宮原合成殿で対応可能なレベルの在庫を確保してあったことで、ライン停止は免れています。然し乍ら、山一精工(株)殿や三荘工業(株)殿では供給に不安があるとの連絡も入っており、この問題が長期化しないことを祈るばかりです。

又、中国海洋石油集団(CNOOCグループ)は新型コロナウイルス感染拡大に伴う混乱を理由に一部の液化天然ガス(LNG)契約についてフォース・マジュール

(不可抗力条項)を宣言しています。このコロナ禍でのフォース・マジュール宣言は世界的に広がっています。

余り聴き慣れない言葉、この Force Majeure フォース・マジュール宣言とは如何なるものかを解説して見たいと思います。



自然災害はいつやってくるかわからない。
日頃から準備しておく事が大事なんじゃ。
最低限食料だけでも用意しておこう。



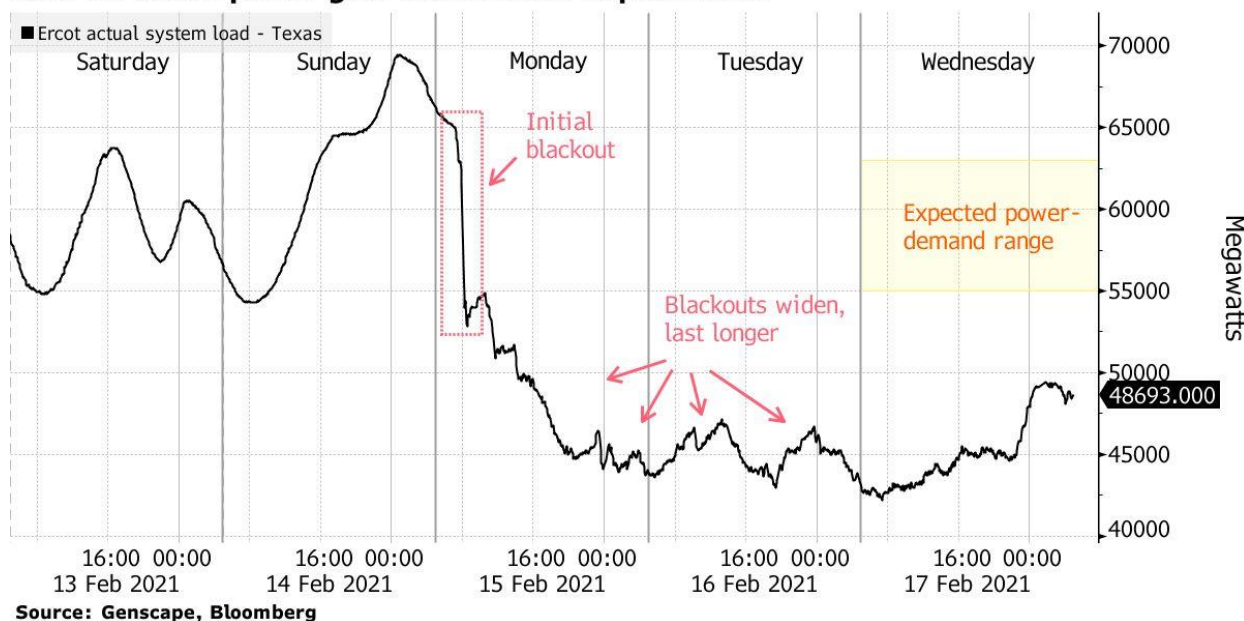
2. Force Majeure(フォース・マジュール)の意味

Force Majeure(フォース・マジュール)とは、「不可抗力」を意味するフランス語であり、地震・洪水・台風・戦争・暴動・ストライキなど、予測や制御のできない外的事由全般を指します。フォース・マジュールに類似する概念として「Act of God」(神の行為)がありますが、Act of God が地震・洪水・台風などの自然災害に限られるのに対して、フォース・マジュールは、自然災害に限らず、戦争・暴動・ストライキなど人間によって引き起こされる出

来事や事情も含むところに特徴があります。フォース・マジュールという言葉は、私たちの普段の生活ではあまり耳にする機会はありませんが、国際取引においては非常によく用いられています。国際取引契約では通常、契約当事者によって、債務不履行となるケースとそのときの補償について詳細に合意されます。一方で、フォース・マジュールに起因する契約当事者の債務不履行責任は免除されるべきとの考えは取引通念上認められており、契約においてもフォース・マジュールの際の債務不履行責任を免除する条項（フォース・マジュール条項）が、具体的に免責対象となる出来事の例も含めて織り込まれることが多くあります。何故ならば、地球温暖化のせい、10年位の周期で世界的な規模で大災害やパンデミック、戦争等々の想定外トラブルが世界規模で頻発しています。従いまして、ウチヤ社もこれに対応する目的で国内外を問わず、顧客殿や取引先殿との基本契約書締結時には、この不可抗力条項を追加要請して契約を締結する機会が大変に増えています。

Power Crisis

Load on Texas power grid shows small improvement



3. フォース・マジュールの歴史

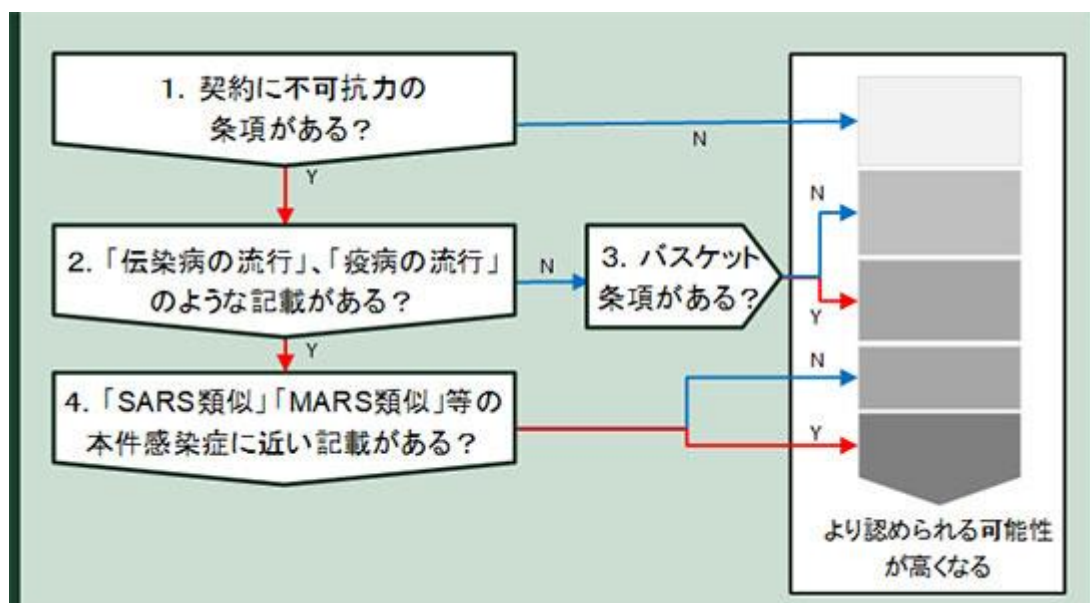
このように国際取引で広く用いられているフォース・マジュールですが、その概念自体は決して新しいものではないようで、フォース・マジュールという言葉は、1804年に発効したフランス民法典(ナポレオン法典)の条文に記載があります。さらにさかのぼると古典期ローマ法の時代に、同じく不可抗力を意味する「vis major (ヴィス・マイヨル)」が設定され、地震・洪水・海賊の襲撃など具体的事象を想定した「天災のカタログ」と呼ばれるリストまでもが作られていたそうです。

4. フォース・マジュールの日本企業での一般化

当事者の一切の注意や防止努力にもかかわらず、外部から発生して当事者の義務遂行を阻害する事実。このような事態により義務が遂行できなかった場合は、義務不遂行の責任を免れると解され、契約には一般にこのことを明示した不可抗力条項が書き込まれます。石油利権契約のような重要な契約には何が不可抗力であるかを列記するのが普通ですが、一般には次のような事態が含まれます。(1) 地震、洪水、火災、嵐その他の天災、自然の災害 (2) 戦争、侵略、封鎖、その他の敵による武力行為 (3) 革命、反乱、騒乱 (4) ストライキ (5) 接

収、徴発、禁止、規制などの政府の行為 (6) 伝染病 (7) その他 いずれの当事者も制御できない第三者の過失または不法行為。

(1)～(7)の頻発によりフォース・マジュール条項の必要性が高まっており、日本企業が、国内取引でフォース・マジュール条項(日本語の契約書では「不可抗力条項」と呼ばれる)を厳密に契約で規定することは慣行上まあれでしたが、最近インターネットワークによる急速なビジネスの国際化が進み、東日本大震災の経験を踏まえ、契約書に具体的に内容を規定したフォース・マジュール条項を織り込む機会が増えています。国際取引においては、これまでもフォース・マジュール条項が契約で規定されることは一般的でしたが、経済のグローバル化が進む今日、より多くの日本企業が普通にフォース・マジュール条項に直面しています。どこまで免責を認めるかは、最終的には契約当事者間のさまざまな力学によって決まるものの、フォース・マジュール条項についてより深い知識を持つことが交渉上大切です。例えば、過去実際に発生したフォース・マジュールと思われる出来事を蓄積しつつ、実際の取引契約においては、条項に免責対象となる出来事の例示列挙を増やしていくことなどが考えられます。日本企業は、国内・国際取引を問わず、フォース・マジュール条項の重要性をあらためて認識し、規定していく必要があります。



5. 頻発するフォース・マジュール宣言と浮き彫りになった契約実務の課題

フォース・マジュールの現代的意味、2011年、北アフリカにおけるアラブの春、東日本大震災、チリ鉱山でのストライキの出来事は、鉱物資源や製品の供給を停滞させ、また資源価格の変動を引き起こしました。それにより製造業をはじめとする世界の各産業は大きな影響を受けたことは記憶に新しいところです。この世界的な波及のスタート地点には、資源関連企業や大手製造・物流企業によるフォース・マジュール宣言がありました。

一般論としては、フォース・マジュール条項が契約書に織り込まれていれば、その記載の範囲内の事象について債務者は免責されます。しかしながら実際のビジネスにおける取引では、運用はそれほど単純ではありません。非常事態の影響を受けた契約上の当事者が相手方当事者に対してフォース・マジュールの発生を主張したとしても、その相手方当事者がフォース・マジュールを認めず、あくまで契約の履行を要求することがあります。このときその出来事がフォース・マジュールと認められるか否かについて、契約書の内容が双方にとって疑義のない程明確であれば、解決は比較的容易です。しかし現実にはフォース・マジュール条項で合意された免責対象となる出来事が必ずしもそのまま起こるわけではありません。ま

た、条項の内容自体が詳細に詰められていないことも珍しくありません。それらの場合には、発生した個々の出来事についてフォース・マジェールと認められるか否かの解釈が当事者間で深刻な争点となり問題となります。

6. 国際商業会議所（ICC）の「不可抗力」条項の取引契約書への利用

ICCの条項の採用 国際商業会議所（ICC）では、「不可抗力」条項をとりまとめ、関係者の利用に供している。ICCの「不可抗力」条項をEDI協定書の一部として利用する場合には、協定書の該当条項に次のような適用文言を挿入することで、ICCの「不可抗力」条項を利用することにより、協定書の条項の簡略化が可能となるとされています。

記載例: 『国際商業会議所の「不可抗力（免責）条項」（ICC PublicationNo.421）を本協定の一部とする。』 “The Force Majeure (Exemption) clause of the International Chamber of Commerce (ICC Publication No.421) is hereby incorporated in this Agreement.”

以上

RoHS(II)指令の適用除外 最新動向

令和3年8月23日

環境品証部主任 小杉 天敏

RoHS(II)指令による電気電子製品への環境負荷物質の規制には、適用が除外となる品目を定めた附属書Ⅲ及びⅣがあり、全ての電気電子製品を対象とした附属書Ⅲには適用除外用途の項目は 1～41 まであります。

・「水銀」に関する適用除外用途(1～4)：ウチヤ社に関連する項目 4(f)

2021年6月に水銀適用除外に関する附属書Ⅲ改正案が公表され、7月26日までに4週間のパブリックコメント意見募集が実施された。今後、改正案の検討及び法制化手続きが進むものと想定されます。

今回の改正案ではランプ中の水銀に関する適用除外用途について、特定用途への絞り込みや延長期間の短縮、廃止といった変更が図られています。ウチヤ社のJPシリーズやUPシリーズが採用されている液晶プロジェクター用光源である高圧水銀ランプについては、これまでの適用除外用途 4(f)から 4(f)-II に細分化し区分された。適用除外の延長期間は 4(f)-I が現状のまま3年間延長するものの、以降は適用除外用途の範囲を 4(f)-II～IV のみに限定、これら特定用途については最大5年間延長と規定された。

現在の適用除外用途		改正案の適用除外用途	
4(f)	本付属書に特に記載の無い、特別な目的のための、その他放電ランプに含まれる水銀の除外	4(f)-I	(元の文言維持)
		4(f)-II	2000 ANSI ルーメン以上の出力が必要なプロジェクターに使用される高圧水銀蒸気ランプ中の水銀
		4(f)-III	園芸照明のために使われる高圧ナトリウム蒸気ランプの中の水銀
		4(f)-IV	紫外スペクトルの光を発するランプ中の水銀

・「鉛」に関する適用除外用途(6～7)：ウチヤ社に関連する項目 6(c)、7(c)-I

2020年10月28日～2021年8月27日にかけて鉛適用除外用途更新の可否に関する調査プロジェクト(パック22)で検討が行われている。その後、最終報告書が欧州委員会に提出され、欧州委員会で報告書の内容を踏まえた検討や法制化手続きが開始されます。パック22の終了は現状の適用除外期限2021年7月21日よりも後になっており、その間、現状の適用除外用途は有効とされる。

以上

2020年民法大改正の企業への影響について

資材総務部課長代理 打矢 丈彦

ご存知の方も多いとは思いますが、1894年に民法制定されてから約120年ぶりの月に、民法の大改正が行われ、昨年2020年4月に施行されました。改正項目は約200にも及びますが、紙面の都合もありますので、こちらでは、特に企業活動に影響を及ぼす改正項目に焦点を当て、対応方法を含めご説明致します。



<企業が理解しておくべき重要な民法の改正点>

- (1) 「瑕疵担保責任」がなくなり、「契約不適合責任」へ変更
- (2) 債権譲渡の条件が緩和され「譲渡禁止特約」から「譲渡制限特約」へと変更
- (3) 消滅事項の種類及び期間の変更
- (4) 法定利率の変更
- (5) 連帯保証人制度に関する改正
- (6) 定型約款に関する条文の新設

聞き慣れない言葉もあると思いますので、個々の変更点を説明致します。



(1) 「瑕疵担保責任」から「契約不適合責任」へ

旧民法下では「瑕疵担保責任」が規定されていました。「瑕疵」は“かし”と読み、簡単に言いますと、契約の対象物(商品)の傷(その商品の通常の性能を満たしていないこと)を意味します。旧民法下では、売主に無過失責任が課されていました(売主にその瑕疵に責任がなくても、その傷の責任を負わなければなりません)。

「瑕疵」という言葉は日常用語としても使われておらず、意味もわかりにくかった為、今回の改正で「瑕疵担保責任」から「契約不適合責任」に制度の名称が変更されました。また、制度的でも、目的物が「契約の内容」に適合しない場合に、買主側が「履行の追完」「代金減額請求」「解除」「損害賠償請求」等を行うことができるようになりました。旧民法下では、「履行の追完」や「代金減額請求」は認められていなかったため、実務上混乱をきたす場合も多かったのですが、この改正により当事者の希望に叶う対応が可能になりました(わかりやすく説明しますと、ウチヤが納めた製品のリード線に汚れがついていた場合、客先と特別な契約がない場合には、客先は「この汚れを取って再納入してくれ」とか「リード線に汚れがついた製品分だけ、代金を減額してくれ」とウチヤに依頼することができませんでした。)



それでは、この改正に伴い、ウチヤはどのようなアクションを取るべきか、を考えてみたいと思います。

① 契約内容の明確化を図る

「契約不適合責任」が発生するか否かは、当該目的物が「契約内容」に適合するかどうかで判断されます。契約内容が曖昧ですと、責任が発生するかも不明確になり、当事者間での争いの種になってしまいます。従いまして、これまで以上に「契約内容」の明確化を図る、具体的には、目的物(製品)の種類、品質、数量等を示して明示する必要があります。

② 履行の追完方法を定める

改正民法では、買主は売主に「履行の追完」、すなわち、目的物の修理、代替物の引渡し、不足

分の追加納入を依頼することが認められました。また、売主は「買主が指定した方法と異なる方法」で追完することができるようになりました(民法 562 条一項但書)。つまり、買主が不足分の追加納入を求めて来ても、目的物の修理の方が容易なようであれば、修理した上で再納入することも可能になりました(売主になるウチヤにとっては、有利な改正と言えます)。しかし、買主としては、自分に有利にしたい為「民法 562 条一項但書は適用しない」などと、さらっと契約書に記載してくることがあるので、契約書締結時には、この点を交渉する必要があると思います。

③ 追完なしで代金減額請求を行使されることを阻止する

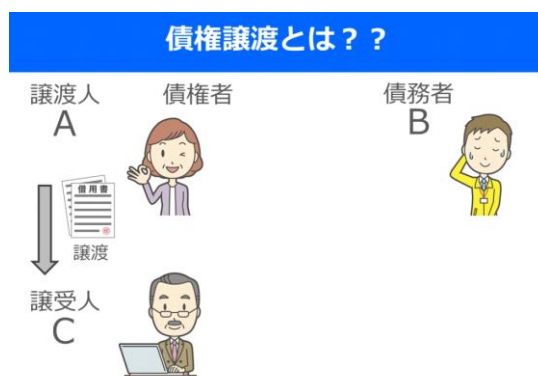
買主は、代金を減額したい場合でも、まず事前に「履行の追完請求」をしなければならないのが、原則になっています。ただ、買主としては「履行の追完」の請求をせずに、代金の減額を請求したい場合があるので、契約書に「追完請求せずに、代金減額請求をすることができる」との条項を記載してくることがあります。特に、ウチヤの製品は安全重要部品ですので、買主が勝手にサーモスタットの修理等をして、市場に出荷してしまった場合、後々にサーモスタット本来の機能が果たせない事態も生じかねません。従いまして、このような条項が含まれている場合にも、重要安全部品であるウチヤ製品の特性を客先に説明し、覚書等で、「追完対応を先ず行う」などの条項を追加する必要があるでしょう。

④ 損害賠償請求できる範囲を明確化する

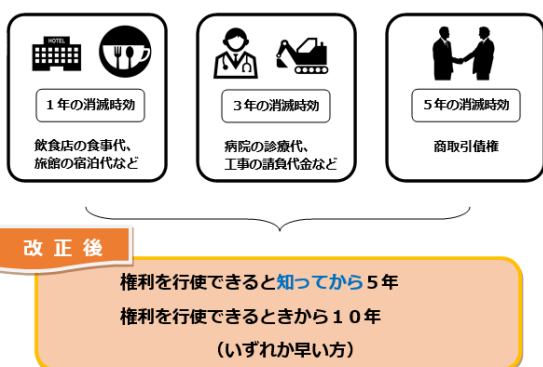
従来の「瑕疵担保責任」では、損害賠償の範囲は「信頼利益(目的物に瑕疵がないと信頼したことによる損害)」に限定されていました。これに対し「契約不適合責任」の損害賠償の範囲は「履行利益(契約がきちんと履行された場合に、買主が得ることができた利益)」に拡大されました。ウチヤの客先の製品が数十億円で、得べかりし利益が億単位ある場合など実際にあります。契約不適合品を納入してしまったことは悪いことですが、サーモスタットを売って得た利益が数千円から数万円にも関わらず、上記履行利益を全額賠償することは不合理です。後の裁判で公平な賠償請求額が決定するにしても、裁判で争うこと自体で、莫大な時間及び費用の負担を強いられます。予防措置の観点からも、どこまで損害を賠償すべきか、ある程度明確にしておく方が好ましいと考えられます。

(2) 債権譲渡の条件が緩和され「譲渡禁止特約」から「譲渡制限特約」へと変更

従来は、債権に「譲渡禁止特約」がついていれば、債権者が勝手に譲渡しても債権譲渡には効果が認められませんでした。しかし改正民法では譲渡禁止特約のついた債権の譲渡も原則として有効になります。債務者の立場としては、なるべく債権の譲渡を避けたいケースもあるでしょう(反社会的勢力等に勝手に債権が譲渡された場合を想像してみてください)。そういった事態を避ける為、「譲渡禁止特約に反する債権譲渡が行われた場合には、無催告で解除できる」又は「違約金を支払う」等の条項を入れておくことが望ましいと言えます。



(3) 消滅事項の種類及び期間の変更



旧民法下では、職業別(飲食店の食事代、病院の診察代等)の債権に関する短期消滅時効(1年~3年)の規定がありましたが、改正民法では廃止され、すべての債権に対して統一的なルールが適用されるようになりました。また、消滅時効の期間も、旧民法では「権利を行使できる時から10年」と規定されていましたが、改正民法では、債権者が「権利を行使できることを知った時から5年」若しくは「権利を行使できる時から10年」のどちらか早い方を、原則として時効とすることになりました。今後は、「権利を行使

できることを知った」際には、速やかに請求する必要があります。

(4) 法定利率の変更

従来、「法定利率」を前提として取引していた企業も注意が必要です。法定利率とは、民法が予定する利率で、貸金や遅延損害金などの計算の際に適用されます。たとえばお金を貸し付けるとき、当事者間で取り決めをしていなければ法定利率が適用されます。従来の民事法定利率は年5%、商事債権の商事法定利率は年6%でした。今回の法改正で、法定利率が当初3年間は年3%とされ、その後は経済情勢に応じて3年ごとに変動。もしも2020年4月以降に年3%より高い（あるいは低い）利率を適用したいのであれば、当事者間で話し合い利率を取り決めて契約書に明示する必要があります。また3年ごとの利率変動を避けたい場合には、契約書に固定の利率を定めておく必要があります。ウチヤの場合は、現時点で早急に変更する必要性は高くはないと思われま

(5) 連帯保証人制度に関する改正

今回の改正で、連帯保証人制度に大幅な改正が加えられました。簡単に言うと、様々な制約が加わり、より規制が厳しくなったと言えます。紙面の関係から、二点に焦点を絞ってご説明致します。

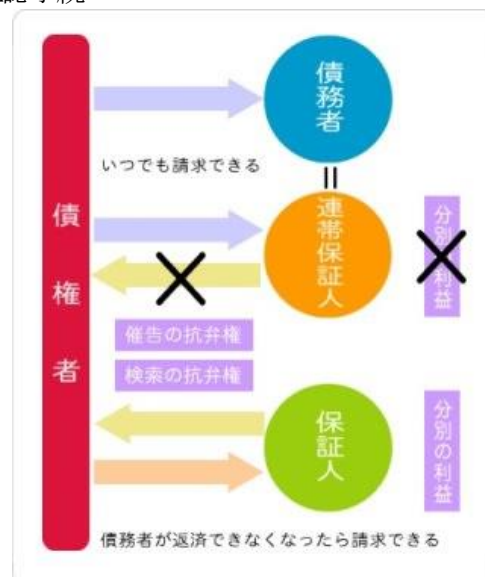
① 個人根保証制度の制限

旧民法では、債権の範囲が貸金等債務(金銭の貸渡し、手形の割引を受けることによって負担する債務)が含まれる個人根保証契約についてのみ、極度額の定めが必要でしたが、改正により貸金等債務に関するもの以外の個人根保証契約についても、極度額の定めが必要になりました。根保証契約とは、「一定の範囲に属する不特定の債務」を保証する契約のことを言います。例えば、不動産賃貸借の連帯保証人で考えると「賃貸借契約に基づいて発生する借入人の債務(家賃の支払債務、原状回復費用の支払債務、損害賠償債務 etc.)」という「一定の範囲に属する不特定の債務」を保証する契約なので、根保証契約の一種となります。借主が大家さんに支払わなければならない債務を、全て保証する内容になっているため、支払額がいくらになるか分からないケースもあるなど、保証人の負う責任は非常に重いものになってしまい、問題となるケースが多く発生していました(例えば、家賃の滞納期間の長さ按比例して、支払額は大きくなっていきます)。そこで今回の改正では、個人の根保証契約は貸金等債務に関するもの以外でも、極度額を書面で定めなければならないことになりました。極度額とは、保証人が保証する上限のことを言います。例えば、賃貸借の例で考えると、極度額が100万円だったとすると、借主が家賃を200万円分滞納していても、保証人は100万円だけ支払えば、それ以上の責任を負わないこととなります。改正民法では、極度額を書面で定めなければ、その効力を生じないと規定されましたので、極度額の定めのない契約は、その契約自体が無効となります。その結果、保証人の義務が発生せず、保証人が今までより保護されることになりました。但し、この制度は個人にのみ適用され、法人(企業等)には適用されないため、注意が必要です。

② 事業用融資の保証契約に関する公証人による保証意思確認手続

中小企業への融資が行われる場合、金融機関から会社の代表者・その親族が保証人となるよう求められることが多々ありました。ただ、この場合の保証債務は高額になり、保証人が生活破綻に追い込まれることも多く、問題視されてきました。そこで、個人の保証人が予想外の債務を負担することがないように、今回の改正により、

「①事業のために負担した貸金等債務を主債務とする保証契約を締結する場合、又は②主債務の範囲に事業のために負担した貸金等債務が含まれる根保証契約を締結する場合には、保証契約の締結に先立ち、保証契約締結日の前の1ヶ月以内に公正証書を作成して保証債務の履行意思表示を示さなければ、保証契約は効力を生じない」こととされました(改正民法465条の6第1項)。



(6) 定型約款に関する条文の新設

銀行との預金取引のような定型化されている取引を大量にこなす必要があるケースにおいて、時間を節約し効率化を図って業務を行う必要があります。このような背景から、不特定多数との取引で画一的な内容を定めた約款を定型約款と言います。民法改正前は、約款に関する統一的なルールや決まりが定められていなかった為、インターネットを利用した通信販売や保険契約等でたくさんのトラブルが発生し、社会問題化されていました。業務効率化等のニーズと上記問題点を解決する為、今回の改正で、定型約款の規定が新設されました。主な内容は以下の通りです。



① 個々の個別条項に関し合意がなされていない場合においても、a) 定型約款取引を締結することに合意した場合、あるいはb) 定型約款の準備をした者が、前もって定型約款を契約の内容とする旨を相手側に意思表示した場合、いずれかの場合には、定型約款の個別の条項についても合意したものとみなされる、ことになりました。

② 但し、定型約款の条項の内容に、相手方の行使できる権利を制限したり、あるいは相手方に課される義務を重くするような内容が含まれており、その内容が、当該定型取引の状況や社会通念に照らし、著しく信義則に反し、相手方の利益を一方的に損ねる、と判断されるようなケースにおいては、その条項は契約の対象にならない、ことになりました。

<定型約款が適用されないケース>

- ・ 法外に高い違約金等、不当な罰則条項が盛り込まれている場合
- ・ 賠償額の金額が法外に低く抑制されている場合

如何だったでしょうか？法律の文言は馴染みが薄く、また、どのような事例も網羅できるよう抽象的な文言や表現が多く用いられている為、非常にとっつきにくい感じを受けます。何も問題が発生していない時はその重要性を感じられませんが、いざ当事者で問題が発生すると、感情面も先に出て問題が大きくなり、裁判に発展することも少なくありません。先程も書きましたが、民事裁判は応訴を強制され(裁判に出席しないと相手方の主張通りの判決等が出てしまいます)、その人的、金銭的、精神的負担は極めて大きなものになります。また、客先やサプライヤーとの信頼関係も完全に破壊され、以前の状態に戻すことは極めて困難になります。「転ばぬ先の杖」という諺もあるように、裁判に発展しないよう、事前に当事者で話し合いを行い、契約書や覚書で証拠を残しておくことが最善の策と言えます。その為にも、民法、商法のみならず、会社の業務に関連する法規の改正に目を光らせ、ウチヤに生じうる問題点を事前に想定し対応するのが望ましいと思われれます。



以上